

駒ヶ根市工事成績評定の見直しについて

平成24年4月1日
駒ヶ根市総務部財政課

駒ヶ根市では、工事成績評定要領及び工事成績評定表の各様式について下記のとおり改正し、平成24年4月1日から適用します。今後とも適正な工事成績評定の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 改正の目的

当市では、国土交通省中部地方整備局小規模工事版（H18）をベースに「駒ヶ根市工事成績評定試行要領」を策定し、平成19年度から試行を開始しました。この間、総合評価落札方式が定着し、工事成績評定の重要性が高まっている一方、工事規模や工事内容によっては評価しにくい項目がありました。今回、国県の改正内容や当市の試行結果を踏まえて、より一層公正かつ的確な工事成績評定を推進するため改正を行うものです。

(2) 改正の方針

長野県工事成績評定要領と極力整合を図りつつ、工事規模等当市の現状を踏まえた評価内容としました。また、評価結果に対する透明性・客観性を確保するため、工事成績評定表の各様式を公表することとしました。

(3) 改正の概要

① 評定段階の細分化

一部の考査項目（社会性、出来形、品質）に関して、これまでの5（3）段階評価では1段違うことによる評定点の差が大きく、技術力の差を適切に評価することが困難。



《検査職員》

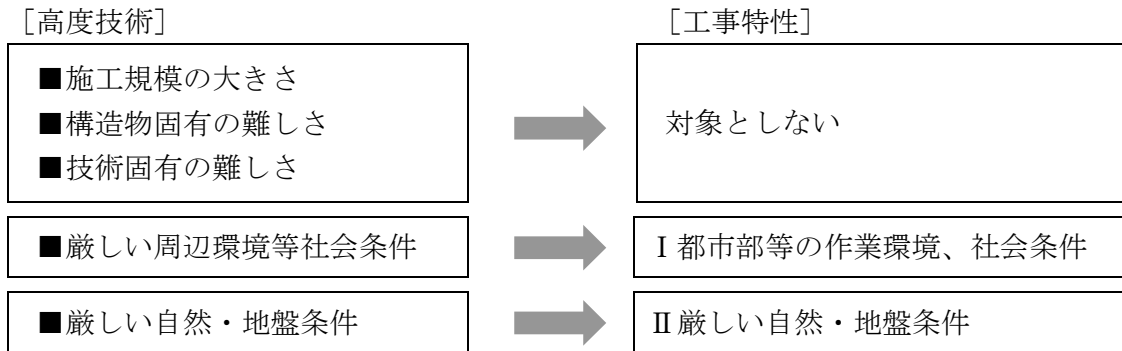
[出来形]、[品質] について5段階評価を7段階評価に変更

《担当課長等》

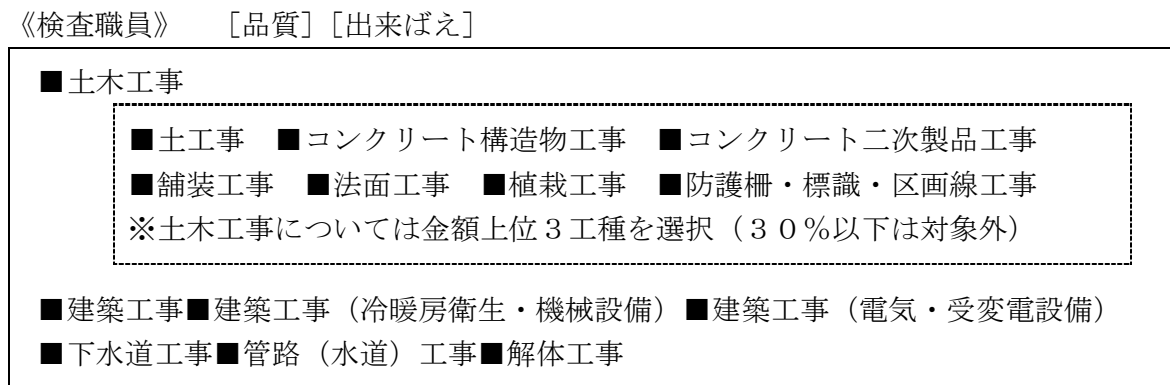
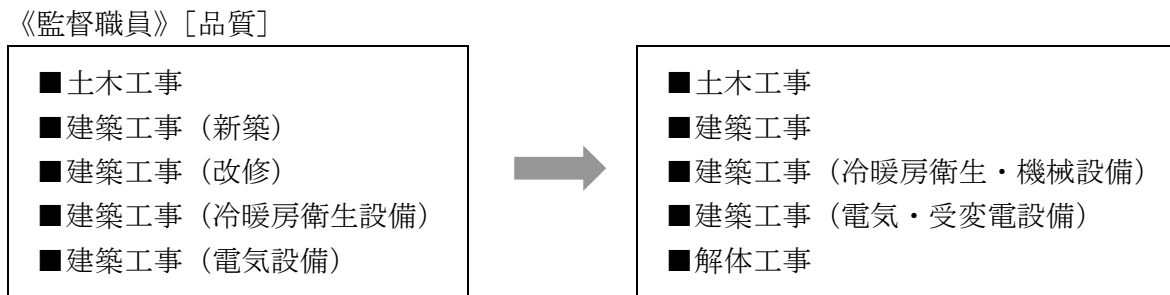
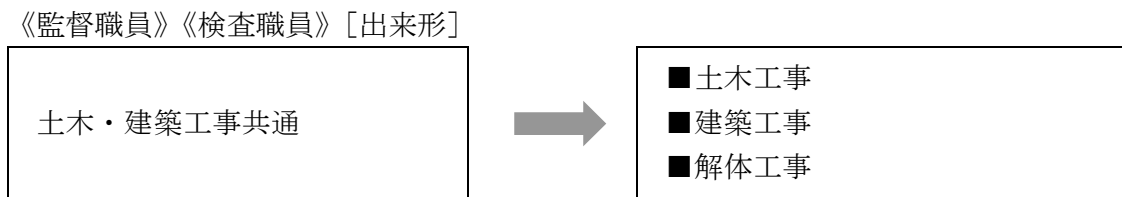
[社会性等（地域への貢献等）] について、3段階評価を5段階評価に変更

② 考査項目の名称と評価者の変更

- ・ [高度技術] ⇒ [工事特性] に変更
- ・ 上記の評価者を《監督員》から《担当課長等》に変更



③工種の集約と整理



④配置技術者の状況について [法令遵守等] に追加

建設業法や契約書に基づく配置技術者について改善を指導された場合、[法令遵守等]において減点する項目を追加しました。[施工体制]では、仕様書等に規定された事項や技術者について監督員が評価し、[法令遵守等]では重大な法令違反等について担当課長等が評価します。

※評価のポイント

「評価項目」は、契約書、特記仕様書、長野県土木工事共通仕様書（以下「仕様書等」）等に規定された事項が実施されたかをチェックするものがほとんどを占めます。工事成績評価は、工事目的物を完成させる過程で、これらのチェック項目に対して、請負者が自主的に実

施した場合に加点評価することを基本とします。監督員等の指導や助言がなければ工事目的物の完成に支障があったと判断される場合は、結果として設計図書に適合していても加点対象とはしません。

(4) 透明性・客観性の確保

- ・工事成績評定要領及び工事成績評定表の各様式について市ホームページに掲載するとともに、財政課において閲覧できるようにしました。
- ・評定点の客観性・納得性を確保するため、評定者マニュアルを整備しました。(非公表)

(5) 適用日

平成24年4月1日